

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十七号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表企画調整総室の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 福島・国際研究産業都市構想に関すること。

第十一条の表地域づくり総室の項中第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、

「八 地産地消の推進に関すること。」

（エネルギー課）

を

「九 定住・二地域地産地消の推進に関すること。」

（エネルギー課）

を

「十 電源地域の振興に関すること。」

（エネルギー課）

を

「十一 電源地域の振興に関すること。」

（エネルギー課）

を

「四 物流の総合的な振興に関すること。」

（地域振興課）

を

五 地域づくりの総合的な支援に関すること。

に改める。

「」

第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「食肉衛生検査所」の下に「動物愛護センター」を加え、「環境医学研究所」を削る。

第十四条の表観光交流局の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、

「（空港交流課）」

八 空港の利活用に関すること。

（県産品振興戦略課）

を

七 空港の利活用に関すること。

（県産品振興戦略課）

を

八 県産品振興の総合企画及び調整に関すること。」

（県産品振興戦略課）

を

「（空港交流課）」

を

「（県産品振興戦略課）」

を

五 地域づくりの総合的な支援に関すること。

に改める。

「」

第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「食肉衛生検査所」の下に「動物愛護センター」を加え、「環境医学研究所」を削る。

第十四条の表観光交流局の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、

「（空港交流課）」

八 空港の利活用に関すること。

（県産品振興戦略課）

を

七 空港の利活用に関すること。

（県産品振興戦略課）

を

八 県産品振興の総合企画及び調整に関すること。」

（県産品振興戦略課）

を

「（空港交流課）」

を

「（県産品振興戦略課）」

を

別表第一の五の表福島県環境医学研究所の項を削り、別表第一の七の表福島県農業総

相双 支所	南相 馬市	相馬市 馬市 双葉郡 南相 相馬郡
----------	----------	-------------------------------

合センターの項中

農業 短期 大学 校	西白 河郡 矢吹 町	農学 部 園芸学 科 畜産学 科 研究科	農業 短期 大学 校
---------------------	---------------------	--	---------------------

西白 河郡 矢吹 町	農業経 営部 水田経営学 科 野菜経営学 科 果樹経営学 科 花き経営学 科 畜産経営学 科
---------------------	---

に、「農業後継者及び農業指導者」を

「地域のリーダーとなる農業者」に、「農業指導者等」を「就農希望者等」に、「農村生活」を「農産加工」に改め、別表第一の八の表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの分掌事務の欄建設事務所の項中第二十八号を第三十二号とし、第二十七号の次に次の四号を加える。

- 二十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 二十九 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 三十 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関すること。
 - 三十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。
- 別表第三の二の表福島県公害審査会の項の次に次のように加える。

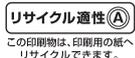
福島県国民 健康保険連 営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保 険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十 一号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第七 条の規定によりその例によることとされている平成二十 七年改正法第四条の規定による改正後の国民健康保険法 （以下「新国民健康保険法」という。）第八十二条の二 第一項に規定する国民健康保険事業の運営に関する方針	保健福祉 部保健福 祉総室国 民健康保 険課
------------------------	--	------------------------------------

の作成に關すること、平成二十七年改正法附則第九条の規定に基づく新国民健康保険法第七十五条の七第一項に規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に關することその他国民健康保険事業の運営に關する重要事項の審議に關すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(行政経営課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷